

市民まつりご出店申込の皆様へ（注意事項）
下記の記載事項をお読み頂き、ご了承の上お申込ください。

①すべての出店申込の方へ

1. ご出店にあたり、販売や展示に際しては必ずテント内でお願いいたします。テントからはみ出てイス・机・展示物等を設置されますとご来場者の通行の妨げや事故に繋がる可能性があります。又テントを離れて引き売りする行為も禁止いたします。
2. 公共施設を使用いたしますので、樹木やその他の設備を損傷しないよう配慮して下さい。特に飲食関係ご出店予定者は地面を油等で汚さないよう必ず養生をしてください。
3. 搬入搬出の際は必ず入り口で駐車許可証を車輛のフロント部分にご提示ください。事故防止やトラブル防止のため駐車許可証がない車輛は入場をお断りします。
4. 開催時間（10:00～16:30）を守ってください。午前中での撤去や終了後の販売行為等は禁止です。
5. 新型コロナウイルスに対する感染防止のため、出店者の方々は十分な感染対策をお願いします。テント内においては密にならないようにして頂き、マスクの着用、手指消毒の徹底をお願いします。また開催両日の検温で37.5℃以上の方のご来場はお控えください。
6. 金銭の授受は原則トレー等をご使用下さい。お客様が並んだ際は、間隔を空けて整列をいただきますようご対応願います。（新型コロナウイルス感染対策）
7. 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により緊急事態に相当する措置が発令された際は中止いたします。また開催の中止に伴う当日の仕入代金及び人件費については補償しませんので事前での計画をお願いします。
8. 場内は禁煙です。
9. 本年より尾根幹線の駐車場は工事のため一部使用不可になります。そのため出店者の方々は1テント1台の駐車に限定させていただきます。あらかじめご了承ください。
10. 稲城市はSDGs（持続可能な開発目標）を達成するための基本構想を立てています。出店者の皆様にもその趣旨をご理解いただき、出店においてご協力いただければと思います。
（例：プラスチック容器から紙等の容器に変更するなどの環境への配慮、SDGsのPRなど）
SDGsとは…2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す2030年までの「持続可能な開発目標」であり、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会共通の目標。17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されている。



11. 本年度稲城市商工会は商品券事業として、例年の紙の商品券事業の他にデジタル商品券事業も実施します。利便性は勿論のこと直接金銭のやり取りをせずに済むので感染防止対策としても効果があると考えます。デジタル商品券の取り扱いをして頂く場合には、取扱店舗登録が必要になります。（但し登録に関しては市内事業者であることなど要件がございます。詳しくは商工会事務局にお問い合わせください。）

②飲食関係出店申込の方へ

1. 保健所の指導により飲食関係の出店申込予定の方は、1 テントあたり 1 品目販売に限らせて頂きます。2 品目以上の販売はお断りいたします。仮に市民まつり当日に2品目以上の販売を確認した場合は、直ちに1品目にあらためて頂くか、あらためて頂けない場合は今後市民まつりの出店をお断りさせて頂く場合があります。市民まつり当日は役員が定期的に巡回します。尚、近年は一般飲食出店希望者が増加しています。多くの方に
出店いただき
いたため、連続したテントでの出店をお断りする場合があります。あらかじめご了解ください。

③展示のみの出店申込の方へ

展示のみの出店者の方については、開催前日に搬入をして頂くようご協力をお願いします。

その他手引きにある事項をよくお読み頂き遵守をお願い致します。市民まつり当日はご来場者をはじめご出店者にとっても楽しく、安全・安心なおまつりになるようご協力をお願い致します。

令和4年7月 Iのまちいなぎ市民まつり

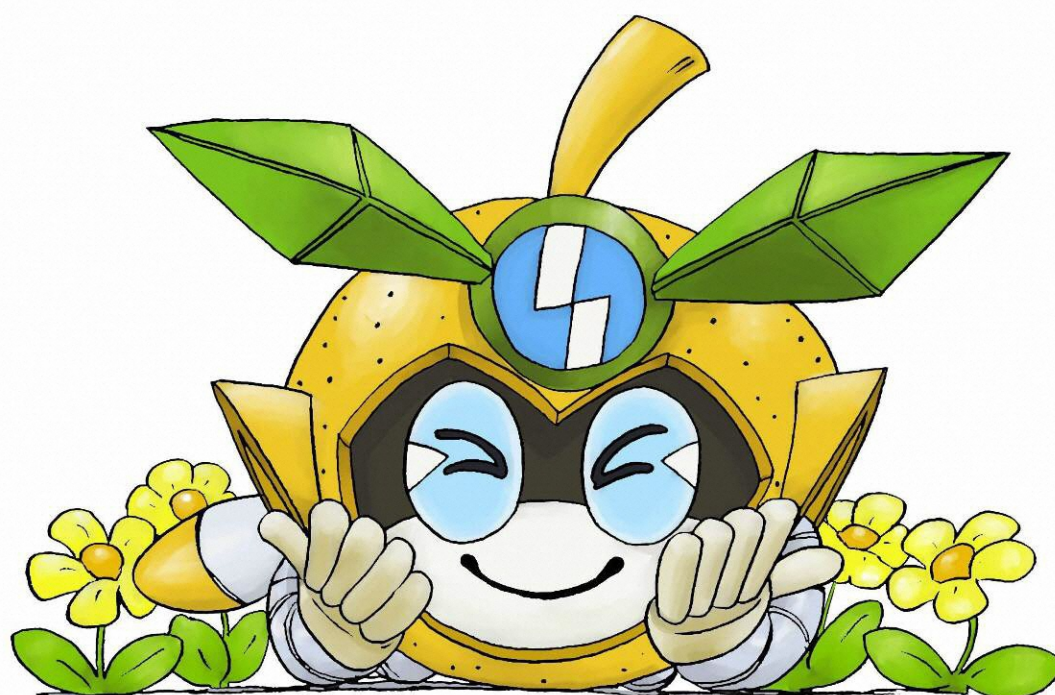
産業まつり部門びっくり市部会 部会長 遠藤 誠

令和4年度 I のまち いなぎ市民まつり

産業まつり部門「びっくり市」 募集の手引き

開催日：10月22日(土)～10月23日(日)

～コロナに負けるな稲城～



©K.Okawara・Jet Inoue

平成23年10月に東京都で暴力団排除条例が施行されたことを受け、稲城市でも、平成25年4月1日に稲城市暴力団排除条例が施行されました。

多摩中央警察の指示により、びっくり市では、出店者が暴力団関係者ではないことを確認するため、個人情報の提供をお願いしております。

重要確認事項

(1) 台風による 1 日だけの開催

びっくり市では、出店に影響しない天候の日が 1 日だけでもあれば、台風が予測されていても開催に向けた準備をします。つきましては下記のことをご理解の上、お申し込みください。なお、中止が決定した場合はすみやかにご連絡をします。

令和 4 年度 びっくり市中止判断スケジュール（台風等気象条件での中止の場合）

	10/17 (月)	10/18 (火)	10/19 (水)	10/20 (木)	10/21 (金)	10/22 (土・開催日)	10/23 (日・開催日)
両日中止と判断する場合			判断日	設営中止		開催中止	
1 日開催と判断する場合				天候状況に合わせて設営		土日どちらか開催	

①中止判断の連絡について

申込書の「連絡の取れる電話番号」に連絡します。あわせて、商工会ホームページにも掲載します。

②台風による 1 日開催の場合の搬入について

設営の進捗状況により、当日の搬入時間が変更になる可能性があります。変更がある場合は、商工会ホームページに掲載します。

③返金について

- ・上記判断日に土日両日中止と判断された場合…調整後、返金可能な場合は対応
- ・土日どちらか 1 日開催と判断する場合…返金なし
- ・10 月 20 日以降に土日両日中止と判断された場合…返金なし

④新型コロナウイルスの感染拡大の影響により 10/20 以降に急遽緊急事態に相当する措置が発令された際は中止し返金はしません。

(2) 消火器の設置

イベント会場の火気取り扱いテントでは、消火器を設置することが義務化されています。火気及び発電機を使用する出店者は、消火器を出店者自身で用意いただくことを出店条件とさせていただきます。取り扱いの詳細については下記を参考にしてください。

火気の手理取りについて

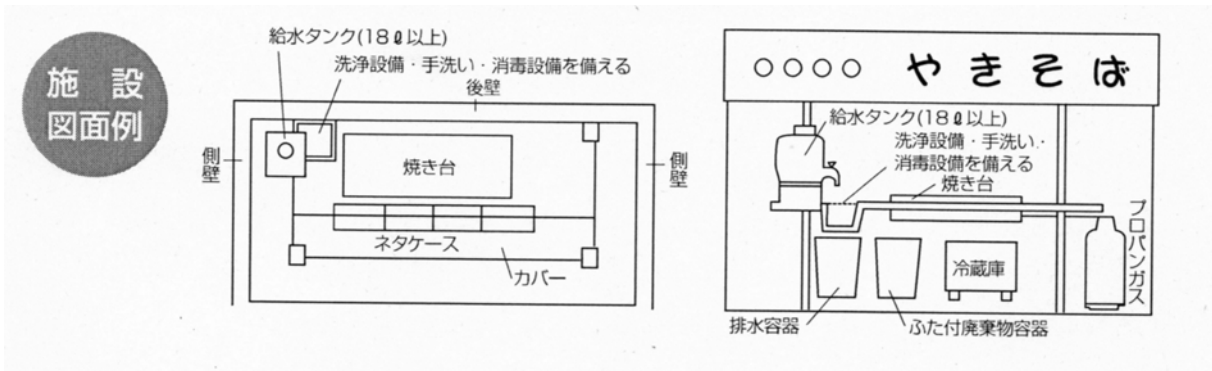
- ・ガスコンロや裸火を持つ物など引火性の高いものを使用する場合は、消火器をご用意ください。発電機の使用も含む。
- ・火気とは、気体燃料（ガス等）、液体燃料（ガソリン等）、固体燃料（炭・薪）を扱うものです。

消火器の基準について

- ・消火器は、粉末消火器 10 型以上の設置をお願いします。エアゾール式簡易消火具や住宅用消火器は設置できません。

(3) 衛生環境の徹底

・飲食出店の場合、衛生環境を徹底してください。衛生環境を保つため、保健所では、18ℓ以上の給水タンクと排水用バケツの設置を推奨しています。



(4) 飲食出店する場合の養生の徹底

飲食テントの油や材料で地面を汚してしまうとイベント会場の管理事業者から指摘されます。飲食出店する方は、必ず養生をして地面を汚さないように販売活動を行ってください。

(5) 強風時の対応

平成27年度、強風により一部テントが倒壊する事案が発生しました。そのため1日目終了後は、できるだけ三方幕を上げて帰っていただくようお願いします。なお、安全措置のためテントを畳んだり、紅白幕を取り外したりすることがありますので、あらかじめご了承ください。

(6) 出店物の保護

出店者が負担される出店物の仕入れ及び保護については、自身で保険をかけるなど対策を講じてください。

※天災、その他の不可効力が原因となり発生した損害について、事務局はその賠償責任を一切負いません。あらかじめご了承ください。

出店までの流れ

申込受付 令和4年7月25日(月)～8月5日(金)

時間：受付時間 午前9:00～午後5:00

場所：稲城市商工会 地域振興プラザ2階

(正午から午後1時の間は申請できません)

(土・日・祝日は除く)

出店審査 令和4年8月下旬に警察および保健所による確認

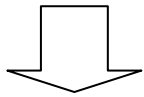
審査

指摘なし

指摘あり

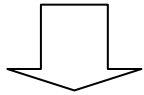
申請者に通知

出店者決定 令和4年9月 2日(金)(第1次抽選)
午後6:00～(公開制)
稲城市商工会(会議室) 地域振興プラザ2階



募集 TENT 数を超える申込みがあった場合、第1次抽選を行う。募集範囲内の場合は、抽選を行いません。

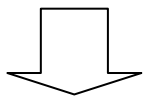
出店配置決定 令和4年9月 9日(金)(第2次抽選)
午後6:00～(公開制)
稲城市商工会(会議室) 地域振興プラザ2階



抽選結果の問い合わせは、商工会
TEL 042-377-1696
※配置場所について、クレームは受け付けません。

出店料の支払 令和4年 月 日()～ 月 日()
午前9:00～午後4:00
稲城市商工会 地域振興プラザ2階

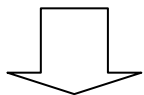
現在未定
決定次第申込者にお知らせします。



支払いは、振込か持参
支払い期限を過ぎても支払いを行っていない場合、出店許可を取り消します。

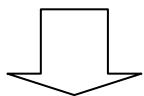
出店者説明会 令和4年10月 日()
午後 : ～
場所：現在未定

現在未定
決定次第申込者にお知らせします。



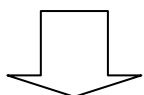
出店許可証と駐車券を配布します。必ずお越しください。

前日設営 令和4年10月21日(金) 午後3:00～午後6:00
車両搬入時間 午後3:00～午後6:00



展示のみの出店者は原則金曜日中に搬入を完了してください。

当日設営 令和4年10月22日(土) 午前7:00～10:00
令和4年10月23日(日) 午前7:00～10:00
(専用駐車場)車両搬入時間 午前7:00～10:00



車両は、TENT まで入れないので、台車を用意いただき、駐車場からの搬入をお願いします。

撤収 令和4年10月22日(土) 午後4:30～6:00
令和4年10月23日(日) 午後4:30～6:00

※午後4:30以降、専用駐車場の専用規制が解除されますので、ご注意ください。

開催概要

- ・開催日程 令和4年10月22日（土）・23日（日）
- ・開催時間 午前10時～午後4時30分
- ・開催場所 稲城中央公園内
- ・内 容 物品販売、飲食販売、展示・PR
- ・募集テント数 60件程度（感染拡大防止のため密にならないよう募集テント数を減らします。ご理解頂きますようお願いいたします。）

・出店料金

No.	品 名	内 容	数 量	料 金
1	テント	売上を伴う出店者	1 張	17,000 円
2	テント	その他の出店者	1 張	10,000 円
3	追加テント	売上を伴う出店者	1 張	17,000 円
4	追加テント	その他の出店者	1 張	10,000 円
5	追加備品	テーブル	1 台	1,000 円
6	追加備品	パイプ椅子	1 脚	300 円
7	電気利用料	電気器具を使用する場合	1 テント	3,000 円

出店テント基本仕様（例）



基本的備品 概要

- ・テント 1.5間×2間（2.7m×3.6m）
- ・パイプ椅子
- ・テーブル 1.8m×0.45mクロス付き

※出店料計算例

テント2張、テーブル2台、いす4脚、電気器具を使いたい場合・・・

No.1 テント	17,000円×1張り＝17,000円	（内訳テント1つ、机1脚、椅子1脚）
追加テント	17,000円×1張り＝17,000円	（内訳テント1つ、机1脚、椅子1脚）
No.6 追加備品	300円×2脚＝600円	（内訳 椅子2脚）
No.7 電気利用料	3,000円×1＝3,000円	（内訳 電気器具使用分コンセント設置）
合 計	37,600円	（内訳 テント2つ、机2脚、椅子4脚 電気器具使用分コンセント設置）

※テントには1台のテーブルと1脚のパイプ椅子が含まれます。【追加テントも同様】

※電圧は100ボルト。200ボルトは使用できません。

※飲食出店は、1テント1商品の販売となります。

・ 申請書類

番号	書 類 名	物販 食品	展示 P R
①	「びっくり市」出店申込書（様式１）	○	○
②	営業従事者一覧（様式２）	○	○
③	営業従事者身分証明欄（様式３） 営業従事者全員の顔写真 １枚 ※免許証など身分証明書に顔写真が付いている場合は不要	○	○
④	誓約書（様式４）	○	○
⑤	行事における臨時出店届（様式５） （飲食物の営業をする方のみ）	△ 飲食の方のみ	

【参考】

・ 平成３１年度 Ｉのまちいなぎ市民まつり来場者数

26(土)・27(日) 63,696人

・ 平成３１年度 Ｉのまちいなぎ市民まつり会場マップ



出店資格

- (1) 稲城市内において事業を営む者、または稲城市において文化、スポーツ、教育、市民生活及び福祉活動等を行っている団体（政治、宗教団体は除く。）で、Ⅰのまちいなぎ市民まつり（以下「市民まつり」という。）の趣旨に賛同協力ができ、産業まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が出店を適当と認める者。
- (2) その他、実行委員会が特に出店を認める者。

出店規定

- (1) 本年より尾根幹線の駐車場は工事のため一部使用不可になります。そのため出店者の方々は1テント1台の駐車に限定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- (2) 場内は禁煙です。
- (3) 暴力団（これに類似するものを含む。以下同じ。）または暴力団に関係のある者、関係が疑われる者は出店できません。
- (4) 飲食類を扱う場合、保健所の審査を得て、許可を得なければ出店できません。
- (5) 飲食類を扱う場合、衛生環境を保てなければ出店できません。
- (6) 火気を取り扱う場合は、消火器（粉末消火器10型以上）の設置がなければ出店できません。ご自身でご用意ください。
- (7) 名義貸しによる出店は認めていません。
- (8) **新型コロナウイルス感染対策としてテント内のマスクの着用、消毒液の設置をして手指消毒の徹底をして頂き、密を避けてください。**また開催両日の検温で37.5℃以上の方のご来場はお控えください。

注意事項

- (1) 当日の搬入出専用駐車場の利用は、**駐車券の提示が必要です。**必ずお持ちください。
- (2) 当日、**出店許可証を忘れずにお持ちいただき、テント内に掲示してください。**
- (3) 出店者の販売・PR等は、それぞれの**出店ブース内**にて完結させてください。
- (4) 飲食出店は、**1テント1商品**の販売となります。
- (5) **本年度より会場内は禁煙とさせていただきます。**
- (6) 出店者は、この手引きに定めのない事項でも実行委員会の指示に従ってください。違反した場合は、開催中の出店または翌年度以降の出店を禁止します。
- (7) 搬入物品の空容器、カタログ、チラシ等は出店者の責任で必ずお持ち帰りください。出店物、装飾資材等を会場内に残した場合、処分に係る経費を出店者の負担として請求させていただきます。
- (8) **展示のみの出店者については、搬入を原則金曜日に行ってください。**
なお、やむを得ず当日の搬入になる場合には事務局までご連絡ください。

管理・安全

Ⅰのまち「いなぎ市民まつり」を無事に遂行するため、下記のことにつきまして、

ご理解ご協力をお願いします。

(1) 事故防止及び責任

①出店者は、事故およびケガ人を発見した場合、速やかに本部テントに連絡してください。(出店許可証の裏面に本部テントへの連絡先を記載します。)

②出店者自身の判断・行為によって事故または損害が生じた場合は当該出店者の責任になります。

③出店者は、出店物の搬入出、撤去等を通じて事故の防止に努めてください。

(2) 会場内での規制

①アンケート・カタログ・パンフレット等の配布及び物品の販売は、来場者の通行や隣接の出店者に支障をきたさないようにテント内での配布、販売を行ってください。

②テントには華美な飾り付けや、テントの敷地より机のはみ出しなどは行わないでください。

③出店に際して発生したゴミ類は、出店者の責任で全てお持ち帰りください。

④出店者は、店の内外を清掃し、ごみなどが散乱しないように常に心掛けてください。

(3) テント内の出店者常勤

出店者は必ずそのテント内に1名以上常勤し、テント内の運営全般や出店物の管理を行ってください。テント内が無人的になることは避けてください。

(4) 雨天時の開催

開催当日雨天の場合、イベントの内容が一部中止になる場合があります。予めご了承ください。

(5) 開催の中止

主催者は天災、その他不可抗力が原因として、開催の中止をすることがあります。主催者は、出店者及びその他のことの損害を補償しません。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により緊急事態に相当する措置が発令された際は中止いたします。

また開催の中止に伴う当日の仕入代金及び人件費については補償しませんので事前での計画をお願いします。

(6) 販売価格

①出店者は、市民まつりの趣旨を踏まえ、一般市価より安い価格で市民に提供するように努め、また販売価格を来客者に明示しなければなりません。

②出店者は、他の出店者の価格にクレームを付けないでください。

(7) 販売品目の制限

公序良俗を損なう物品の販売は禁止しております。

(8) 販売品の返品

出店者は、販売品の開催期間中の返品については、食料品などで、食品衛生上問題のある場合を除き、原則として申し出に応じてくださるようご協力願います。

(9) 個人情報の取扱について

令和4年度いなぎ市民まつり「びっくり市」事業以外の目的では使用いたしません。また、法律及び条令に基づいた、警察等の行政機関や司法機関から

の要請があった場合を除き、第三者には提供いたしません。

問い合わせ先 ■稲城市商工会 Tel.042-377-1696

びっくり市は、「ゴミ減量化」に努めます

稲城市はSDGs（持続可能な開発目標）を達成するための基本構想を立てています。出店者の皆様にもその趣旨をご理解いただき、出店においてご協力いただければと思います。

それに伴いびっくり市部門では、ゴミの減量化に努めるため、来場者向けに指導員による分別等の指導を行います。出店者の皆様につきましても、ご協力をお願いいたします。

1. 容器（テイクアウト用）等で商品を販売し、あき容器・ハシ等が出る場合は、各店舗でゴミ箱を設置して自主回収し、お持ち帰りのうえ処理してください。
2. プラスチックごみの削減を実施しています。容器・ストロー・スプーン・フォーク等について、プラスチック製品の使用を極力控えるようご協力ください。なお、袋についても紙袋を使用するなど、環境への配慮をお願いいたします。
3. 過剰な包装はしないでください。

